

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 10月1日から一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

健康保険課 保険年金係

後期高齢者医療の被保険者は、75歳以上の人と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人です。

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

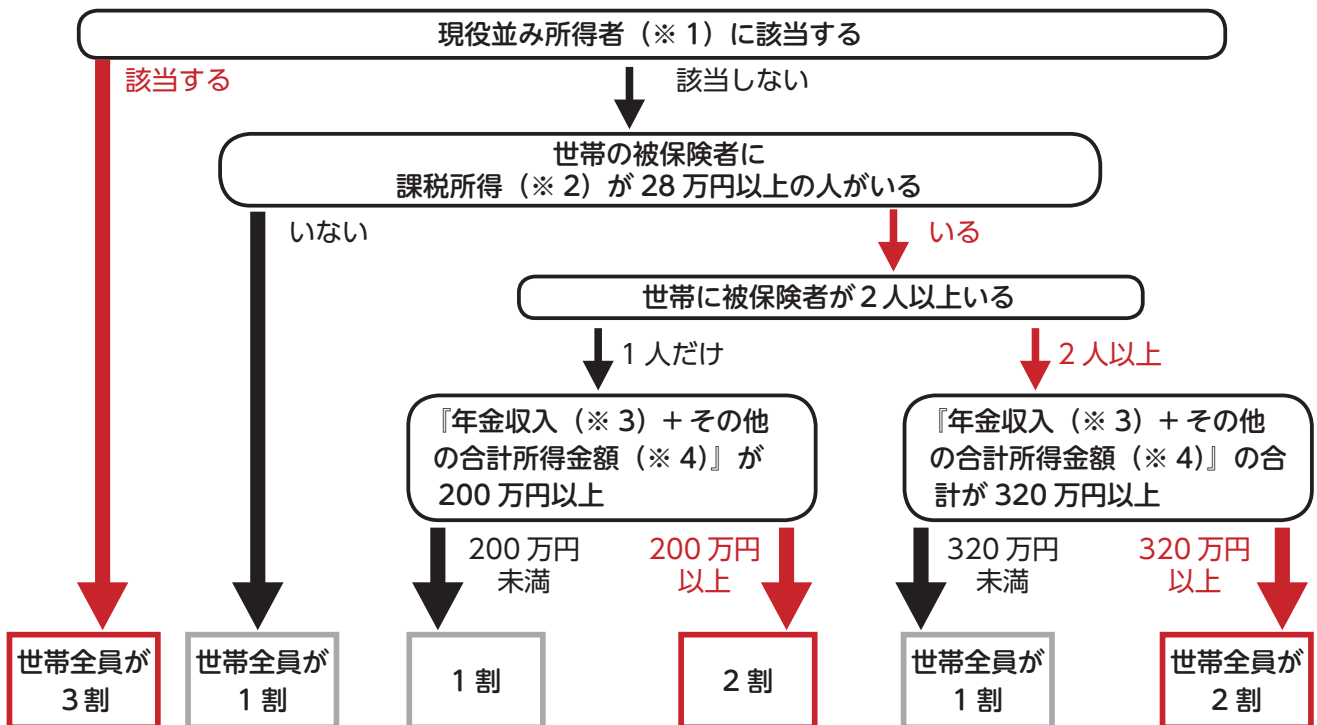
令和4年9月まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など※	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者など※	1割

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

## 1. 窓口負担割合の判定方法

世帯の窓口負担割合は、被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。10月1日から使用する被保険者証は9月ごろに送ります。

※9月末までの被保険者証は7月ごろに送ります。



※1 課税所得 145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。

※2 『課税所得』とは、住民税納税通知書の『課税標準』の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）などを差し引いた後の金額）です。

※3 『年金収入』には、遺族年金や障害年金は含みません。

※4 『その他の合計所得金額』とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

## 2. 見直しの背景

今後、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が子や孫など現役世代の負担（支援金）となっており、今後も負担が拡大していく見通しとなっています。

現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、窓口負担割合が見直しされることになりました。

## 3. 窓口負担割合が2割となる人には、負担を抑える配慮措置があります

- 令和7年9月30日までは、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）  
※一つの医療機関では、負担増の上限額以上窓口で請求されません。同じ月に複数の医療機関を受診した人は、負担増の合計額が3,000円となるように差額分が払い戻しとなります。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、事前に登録している高額療養費の口座へ後日払い戻します。

◇配慮措置が適用される場合の計算方法 【例】1か月の医療費全体額が50,000円の場合

①窓口負担割合1割のとき	5,000円
②窓口負担割合2割のとき	10,000円
③負担増(②-①)	5,000円
④窓口負担増の上限	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します。

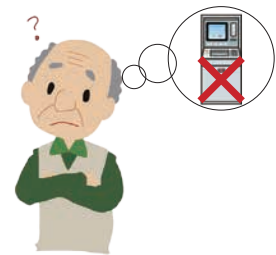
## 4. 『2割負担』となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、令和4年10月ごろに山口県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書が手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

不審な電話や訪問などにご注意ください！

田布施町役場職員などが、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、柳井警察署（☎23-0110）または柳井地区広域消費生活センター（☎22-2125）にお問い合わせください。



## 5. 医療費窓口負担割合の見直しに関する問合せ先

### ■今回の制度改正の見直しの背景などに関するもの

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719（通話無料）

◇受付日時 月～土曜日 午前9時～午後6時（日、祝日は休業）

### ■その他の問合せ先

- ・山口県後期高齢者医療広域連合 ☎083-921-7110
- ・田布施町健康保険課保険年金係 ☎52-5809